

令和7年竹田市農業委員会第5回総会議事録

1. 日 時 令和7年5月7日（月） 午後2時05分 ～ 午後2時47分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
9番 本郷 敦子 10番 島村宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤恵美子
13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 事務局次長：中村美智子、馬場勇二 係長：伊藤慎弥

6. 議事

議案第34号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 11件

議案第35号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 9件

議案第36号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 2件

議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 8件

議案第38号 取り下げのため欠番

議案第39号 非農地証明について 5件

会長

あいさつ

局長

只今の出席委員数は13人で定足数に達しています。

(14時05分)

議長

只今から令和7年竹田市農業委員会第5回総会を開会いたします。本日の議事日程はタブレットに配信してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は9番 本郷敦子委員、11番 工藤明秀委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第10号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が4件ありましたので報告します。

次に報告第11号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が3件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、これで報告事項は終了いたします。

次に議案の上程を行います。

議案第34号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 11件

議案第35号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 9件

議案第36号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 2件

議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 8件

議案第39号 非農地証明について 5件

以上35案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第34号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 牛尾副主幹

議案第34号は、農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものです。

1番と8番と9番の案件は5年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

2番から4番および7番の案件は10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

5番と6番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

10番と11番の案件は5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第34号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。

議案第34号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって議案第34号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第35号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。
議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 牛尾副主任

議案第35号の農用地利用集積等促進計画案は農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

議案第35号の1番の借り手は〇〇〇〇〇です。

2番の借り手は〇〇〇〇〇です。

3番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

4番の借り手は認定新規就農者である〇〇〇〇〇です。

5番と6番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

7番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。

8番の借り手は〇〇〇〇〇です。

9番の借り手は〇〇〇〇〇です。

選定理由は、いずれも当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今、議案第35号について担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第35号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第35号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第36号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。
最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の1番の案件は、譲渡先の担い手が国庫補助事業の果樹経営支援対策事業を活用しカボス栽培に取り組むため今回編入する計画です。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

この農地は農業振興のための基盤として将来にわたって農地として利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第36号の2番の案件は、農地中間管理機構の特例事業である農地売買支援事業を利用して所有権移転を行うため今回編入する計画です。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

この農地は農業振興のための基盤として将来にわたって農地として利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

只今、議案第号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第36号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第36号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の牛尾副主幹は退席してください。ありがとうございました。

(14時15分)

議長

続いて、議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第37号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字平田字柿木〇〇〇〇ほか3筆 田4筆 合計面積4,918平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は14,753平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第37号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター2台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第37号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字君ヶ園字鶴原〇〇〇〇 田1筆 面積10,144平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は45,408.91平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第37番の2号の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター2台・コンバイン1台・田植機1台・耕運機1台・防除機1台・マニースプレッダー1台・管理機3台所有しており、稲作、野菜、花木中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思ゝえまゝす。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第37号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字倉木字柞ノ原〇〇〇〇ほか1筆 畑2筆 合計面積1,550平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は23,663平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第37号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン・田植機は共同、刈払機2台を所有しており、果樹中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思ゝえまゝす。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第37号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町馬場字向ノ原〇〇〇〇田1筆 面積2,032平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は20,537平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第37号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植え機1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第37号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町新藤字新藤〇〇〇〇ほか2筆 田3筆 合計面積7,130平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は7,130平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第37号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・耕運機1台・草刈り機1台を所有しており、果樹中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第37号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町仏面字仏面〇〇〇〇ほか1筆 田2筆 合計面積6,085平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は8,428平方メートルです。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第37号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター2台・コンバイン共同1台・田植機1台・耕運機1台・管理機1台・モア2台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第37号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字白丹字田ノ平〇〇〇〇 田1筆 合計面積3,068平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は37,427平方メートルです。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第37号の7番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター2台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて8番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第37号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字白丹字丸山〇〇〇〇 田1筆 合計面積1,467平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は23,239平方メートルです。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第37号の8番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第37号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。私から、7番と8番は田をやめてシイタケにするのですか。

10番 島村宏司委員

本人はそうしたいと言っていました。田んぼは縮小することです。

11番 工藤明秀委員

3番は畑になっていますが写真には材木が写っていた気がしましたが。

9番 本郷敦子委員

伐採した木を置いているだけで、あそこにはハウスが建ちます。

議長

他にないですか。ないようですので質疑を終結いたします。議案第37号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第37号 農地法第3条第1項の規定

による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第39号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第39号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字平田字尾迫〇〇〇〇 登記地目 田1筆 面積459平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡夫が平成25年に5条許可を受けて取得したが地目変更登記を失念したまま令和6年に相続を受け現況は原野となっています。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第39号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字平田字尾迫〇〇〇〇ほか5筆 登記地目 田4筆、畑2筆 合計面積2,363.91平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡夫が平成12年に5条許可を受けて取得したが地目変更登記を失念したまま令和6年に相続を受け現況は原野となっています。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第39号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字会々字下木〇〇〇〇ほか2筆
登記地目 畑3筆 合計面積551.61平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が耕作し
ていたが高齢のため農地として管理ができなくなり現況は原野となっています。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への
復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第39号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字飛田川字瓜尾〇〇〇〇 登記
地目 畑1筆 面積1,080平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡夫が耕作していたが昭
和60年頃から農地として管理ができなくなり現況は山林となっています。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への
復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第39号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市直入町大字長湯字原前〇〇〇〇ほ
か1筆 登記地目 田1筆、畑1筆 合計面積818平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡

夫が管理していたが高齢のため耕作できなくなり〇〇〇〇は原野となっており、〇〇〇〇には昭和40年頃に倉庫を建て現在に至っています。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

5番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野および宅地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第39号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

7番 坂本大蔵委員

39号の4番の案件は先月3条申請でカボスが植わっているということで現地確認に行ったわけですが、航空写真を見ても山でカボスはどこにも植わっていないと担当者に伝えたのですが、間違っていないということで本人に直接会いに行ったら30年以上現地に行ったことはない、どこから山に入っているのかわからないと言われました。間違ったことについてどうこう言うつもりはありませんが、組織としてそういったミスをなくしていくということが非常に重要だと思っています。なぜかという前回、〇〇さんの土地についても家が建っているのに非農地証明でないといけなかったのに間違えて、局長が謝罪したことがあったので、今回また同じミスがあったうえに指摘をしても直さないということにどう対処するのかお聞きしたい。

事務局長

坂本委員に何度もご指摘いただいているとおり、担当者だけでなく私も再確認をして修正かけていくべきところ2回もミスをしてしまい申し訳ありません。航空写真だけで判断してしまったことが原因であるので、現地を見に行くということを重視し間違いのないように努めていきます。それぞれが申請書と写真、現地を一体的に確認していきたいと思っています。

7番 坂本大蔵委員

もちろんそういったことになるでしょうが、3条申請については事務局が現地を見ていないというのが問題だと思います。研修に行った鹿児島市では事務局が現地をみて確認しているということでしたし、県内でも大分市は現地を見ているのでこういったミスは起こらないようにしている。竹田市も職員が事前に見るといった取り組みも大事かと思います。私は2年目ですがこういった大きなミスが2回あって指摘しても直らない、昨年3月の非農地認定について別の地目を非農地認定してしまったというミスもあったと思います。大きなミスが続いていると感じられるので、ここは慎重に3条申請は現地を見るなど検討をお願いします。

事務局長

現地を見ていないと委員さんの気持ちがわからないところもあるので、一緒に行くのか事務局だけで確認するのか課内で話し合いたいと思います。

11番 工藤明秀委員

5番ですが、これは柚子子ですか。

議長

そのようです。

他にないですか。ないようですので質疑を終結いたします。議案第39号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第39号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして令和7年竹田市農業委員会第5回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時47分)